

神歯国保
jinshikokuho

令和3年度からの
各種保険料(月額)について!

令和3年度の事業計画及び予算などを審議する第171回通常組合会が、去る2月27日(土)に開催され、事業計画及び予算などが承認されました。

令和3年4月分からの医療分保険料は前年度同額、後期高齢者支援金分保険料及び第2号被保険者に係わる介護納付金分保険料については国から示された支援金・納付金に見合う額として、後期高齢者支援金分は月額第1種・第2種組合員400円、第3種組合員・家族300円増、介護納付金分月額500円増といたします。

後期高齢者組合員に係わる保健事業見合い分保険料は前年度からの額を据え置くこととなりましたので、お知らせいたします。

《月額保険料》

①医療分(据え置き)

第1種組合員 25,000円 第2種組合員 18,500円
第3種組合員 12,500円 家 族 8,000円

②後期高齢者支援金分

第1種組合員 7,300円 第2種組合員 6,200円
第3種組合員 4,800円 家 族 3,200円

③介護納付金分保険料

40歳～65歳未満 5,700円

④保健事業見合い分(据え置き)

後期高齢者組合員 5,000円

後期高齢者支援金分…

国の示す後期高齢者支援金の1人当たり負担額は、対前年702円増の63,674円となり、0歳から74歳までの全ての被保険者が原則として同額負担することになります。

支援金納付額は令和元年度の精算分529万円を差し引き、10億3,623万円と算定されました。

補助率減の関係で、1人当たり月額保険料は均等割とすれば、対前年238円増の4,844円となります。

令和3年度は国に納める支援金に見合う額を保険料に賦課することとし、現在の保険料月額より第1種・第2種組合員400円増、第3種組合員・家族300円増となりました。

介護納付金分…

国の示す介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)1人当たり納付額は80,133円で4,413円増となりました。

納付金額は令和元年度の精算分3,307万円を差し引き、5億1,940万円と算定されました。

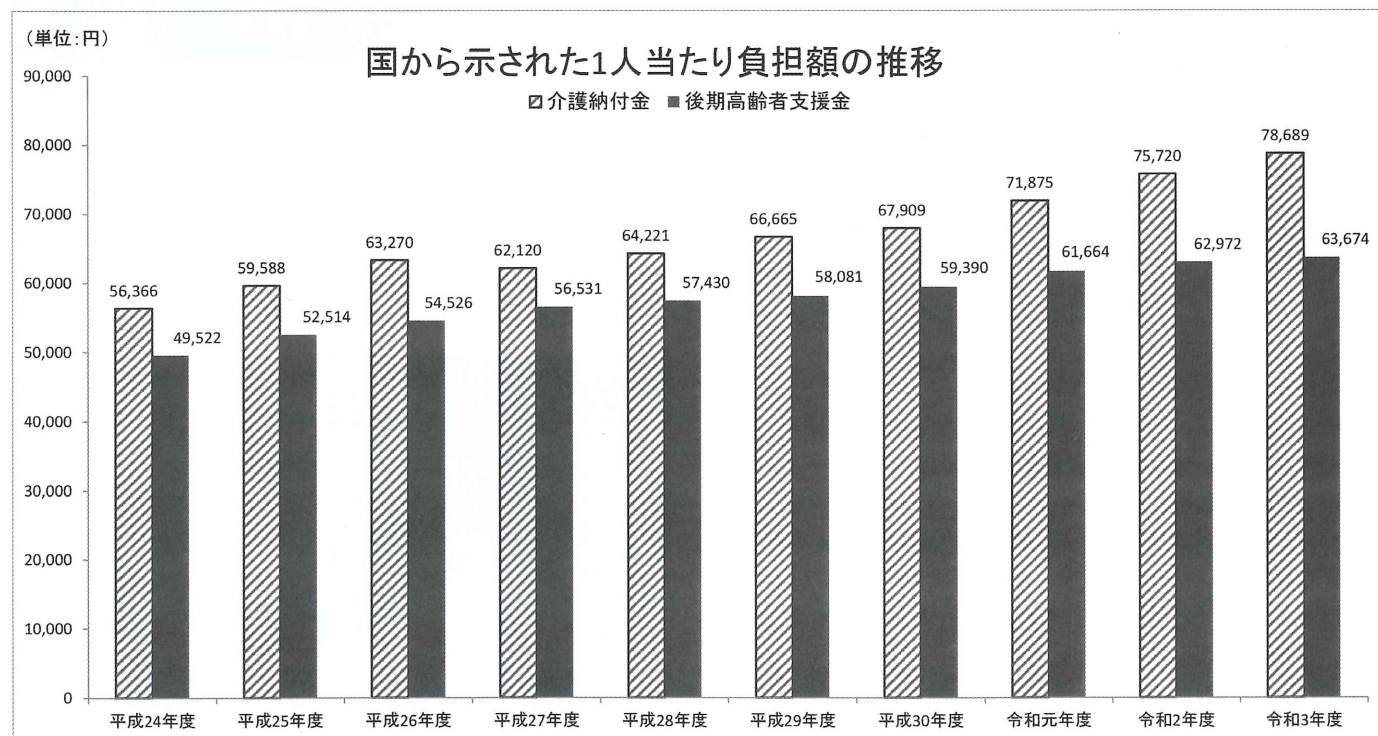
令和3年度は国に納める納付金に見合う額を保険料に賦課することとし、現在の保険料月額より1人当たり500円増となりました。

後期高齢者支援金とは…

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者が加入する医療制度で、都道府県ごとにすべての市区町村が加入する「広域連合」が運営し、一般の医療保険制度からは独立をしており、平成20年4月に導入されました。

その財源として患者負担を除く医療給付費の約4割を現役世代からの後期高齢者支援金で支えています。

高齢化の進展に伴い、増え続ける高齢者の医療費を社会全体で支えるという考えからこのような仕組みになっており、その保険料の負担額は毎年国から示され、0歳から74歳までの被保険者の方々に納めていただき、保険者から国へ拠出することとなっておりますので、何卒ご理解の上、医療分保険料、介護分保険料ともども、毎月納付いただきますようお願いいたします。



1人当たり負担額 平成24年度～令和元年度 確定額・令和2年度 概算額・令和3年度 予算セット額